

本相談室だよりNo.76は、社会福祉法人立の民間認可保育園用です。東社協⇒経営相談に
掲示。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.76

平成21年5月28日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メール

keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を行う保育所は

評議員会を置くこと(3年間の経過措置を設定)になります

社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」関係局長通知別紙1)が平成21年4月30日付で一部改正され、東京都より平成21年5月15日付事務連絡「平成21年度各種通知文書の配布について」により各社会福祉法人へ通知されています。相談室にこのことに関連して手順についてご相談がありましたので、東京都の所管課(社会福祉法人係)に照会したところ、下記内容となりますのでお伝えします。

<改正内容>

改正前	改正後(下線部分を追加)
評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りではない。 ①都道府県又は市町村が福祉サービスが必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ②保育所を運営する事業 ③介護保険事業	評議員会 (1)法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りではない。 <u>なお、社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を運営する事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業(以下「地域子育て支援拠点事業」という。)</u> と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を運営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、 <u>地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合には、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとする。</u> ①都道府県又は市町村が福祉サービスが必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ②保育所を運営する事業 ③介護保険事業

以上のとおり、改正児童福祉法の施行により、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業がそれぞれ社会福祉事業に位置づけられたことにより、これらを実施する場合は、定款第1条の目的の条文中に「保育所の経営」に加えて「地域子育て支援拠点事業の経営」、「一時預かり事業の経営」を規定することが必要となりました(事業開始届が受理された後、定款変更の手続きを行ってください)。

これにより、評議員会任意設置の要件(「保育所を運営する事業」のみ実施)に該当しない、つまり、保育所以外にも当該社会福祉事業を実施している場合は、評議員会設置義務法人となります。

た。なお、今回の改正は社会福祉法人審査基準の上記猶予措置を規定化するのみの改正であることから定款準則の改正はありません。

<今後の手順。>

* 評議員会の設置については3年間の経過措置が設けられていますが、定款変更については設けられていません。事業開始届が受理されましたら、事業追加について定款変更手続を行ってください。評議員会の設置が遅れる場合は別途手続を行ってください。

①評議員候補者の選任

【1】理事が評議員を兼ねることは禁止されていないので、理事全員が評議員を兼務する場合は理事兼務者以外に理事定数+1名の評議員の候補者を選定

【2】評議員には理事兼務者以外の者から地域の代表(現任中の自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員、民生・児童委員)の1名以上の参加が必要

【3】「親族その他特殊な関係がある者」は定款準則第5条と同様な人数制限があること

【4】「施設の整備、又は運営と密接に関連する業務を行う者」(法人との契約関係にある業者(会計事務所、建物管理業者、給食業者、協力医療機関など)の職員等が該当する。法人に雇用された職員(非常勤を含む。)については該当しない。)からは1/3以内まで選任可

【5】議員等、実際に参画できない者を名目的に選任することは適当でないこと

②定款第1条の改正と評議員会に係る条文を新規挿入した定款変更認可申請に際しての東京都との事前協議

③②をふまえ定款変更認可申請理事会議決、理事会での評議員選任、同変更認可申請(評議員会設置に伴う定款変更認可申請の際には、評議員予定者名簿を添付)

④定款変更認可書受理後、評議員候補者の履歴書の徴取、理事長の評議員委嘱状交付、評議員承諾書の徴取。

⑤定款細則の改正(評議員会開催手順、評議員会付議事項等)

⑥事業追加については変更登記が必要

⑦定款記載どおりに、役員改選は評議員会で理事を選任、理事会で理事長互選となる

⑧改正児保第13号により、定款に記載された地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業の経理区分を設けていないものは、平成24年3月31日までに当該経理区分を設けることとなります。

⑨なお、新評議員の任期を理事の任期に合わせる場合の附則は、以下によります。

「平成〇年〇月〇日付定款変更認可申請に係る評議員会の設置に伴い選任される評議員の任期は、定款第〇条の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。」

<以下は関連した東社協記事>

「社会福祉施設・事業者のための規程集(運営編)」東社協刊に以下の資料が所収されています。参考にしてください。

①評議員会設置の定款例②定款細則③定款申請例④役員・評議員改選手順⑤理事・評議員選任要件⑥評議員用の簡便な履歴書様式